

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2010 年 第 1 回 一部改正
2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 22 号／達 第 39 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

高速船規則

規則

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 22 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010 年 4 月 15 日 規則第 22 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 を次のように改める。

1.1.3 臨時検査

臨時検査は、船級の登録を受けた船舶が、その定期的検査又は機関計画検査の時期以外の時期に次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき、これを行う。おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験或あるいは調査を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。臨時検査を受けるべき時期に中間検査又は定期検査を繰上げて当該指定事項を含めて受検したときは、臨時検査は行わない。

- (1) 船体もしくは機関の要部又は本会の検査を受けた重要な艀装品、装置もしくは備品に損傷を生じたとき、又はこれを修理、変更もしくは改造しようとするとき。また、登録事項の内容を変更する必要がある場合については、上記規定によるほか、2.5によらなければならない。
- (2) 満載喫水線を変更し、又はこれを標示する必要が生じたとき。
- (3) 復原性に影響を及ぼすような変更を船舶に加えようとするとき。
- (4) 船主から検査の申込みがあったとき。
- (5) 本規則に定める要件のうち、遡及して適用される要件に適合していることを確認するとき。
- (6) その他検査を行う必要があるとき。

2 章 登録検査

2.5 登録事項の変更

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 改造検査

~~既に船級の登録を受けた船舶が、その船体、艀装又は機関について、改造を行う場合、本会は登録事項の内容を変更する必要がある部分について本章の製造中登録検査に対する規定を適用する。~~

船級の登録を受けた船舶が、その船体、艀装又は機関について修理、変更若しくは改造又はこれらに関連する艀装（以下、「改造等」という。）が行われる場合にあっては、少なくとも、該船舶が従来適用されていた要件に引き続き適合しなければならない。また、当該船舶が建造された後の規則改正により、建造時に適用されていなかった要件が規定されている場合については、原則として、改造等の時点で有効なこれらの要件について、少なくとも当該改造等の前と同じ程度の適合を確保しなければならない。船舶の主要な要目等に影響を及ぼす改造等を行う場合にあっては、本会が特に認める場合を除き、当該船舶は、改造等の時点で有効な要件に適合しなければならない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.1 一般

3.1.5 検査の項目，範囲及び程度の変更

-1.を次のように改める。

-1. 定期的検査及び機関計画検査では，船舶~~或~~あるいは機関の大きさ，用途，構造，船齡，経歴，前回の検査の成績及び現状に応じて本会が適当と認める場合は，3.3 から 3.10 に定める検査の項目，範囲及び程度を適当に変更することがある。

附 則（改正その2）

1. この規則は，2010 年 4 月 15 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 を次のように改める。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）

(a) ローディングマニュアル（6 編 1.4.2）

(b) 復原性資料（8 編 1.7.2）

(2) その他の手引書等

(a) 火災制御図（11 編 3.5.1）

(3) 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、~~2.1.7~~ **2.1.8** に規定する完成図船体コンストラクションファイル

-2. 当該船舶の用途等に応じて本会が必要と認める場合、その他の図面等の備付けを要求することがある。

-3. 国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、前-1.に掲げる図面等に船舶識別番号を記載することを推奨する。

2.1.8 として、次の 1 条を加える。

2.1.8 船体コンストラクションファイル

国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前 2.1.6 に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

(1) 2.1.7 に規定する船体構造に関する完成図

(2) 次に掲げる手引書等

(a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル

(b) 損傷制御図

(c) ローディングマニュアル（6 編 1.4.2）

(d) 復原性資料（8 編 1.7.2）

(3) 点検設備に関する手引書

(4) 船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について、証明書の写し

(5) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置（管装置を含む。）に関する図面

(6) 防食要領書

(7) 水中検査計画書

(8) 入渠又は上架計画書

- (9) 船体防汚システムに係る書類（船体防汚システム規則 2.2.2）
- (10) 各種試験方案，試験結果，計測記録等

附 則（改正その 3）

1. この規則は，2010 年 7 月 1 日から施行する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-4.として次の1項を加える。

-4. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 消火ポンプ（非常用消火ポンプを含む）
- (2) 消火ホース及び消火ノズル
- (3) 消火器（予備充填物を含む）
- (4) 消防員装具
- (5) 非常脱出用呼吸具
- (6) 固定式消火装置
- (7) 防火ダンパ及び動力式閉鎖扉
- (8) 固定式火災探知警報装置及び自動スプリンクラ装置
- (9) 防火材料
- (10) 危険物を運搬する船舶に要求される追加の設備（防爆型電気機器，探知装置，完全防護服，持運び式消火器及び水噴霧装置）
- (11) 乾舷甲板下に設置される水密扉
- (12) 丸窓

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

高速船規則検査要領

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 39 号
2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 39 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.5 登録事項の変更

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 改造検査

-1. 規則 2 編 2.5.1 の適用上、「船舶の主要な要目等に影響を及ぼす改造等を行う場合」(以下、「主要な改造を行う場合」という。)については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、以下を原則とする。

- (1) 主要な改造とは、例えば次の場合をいう。ただし、これらに限定するものではない。
 - (a) 船舶の寸法を変更する場合。例えば、新しい船体を挿入して船体延長を行う場合等。
 - (b) 船舶の種類を変更する場合。
 - (c) 船舶の区画要件への適合性に影響を及ぼすような構造上の変更を行う場合。
- (2) 主要な改造を行う場合、本規則で別に定める場合を除き、新たに造られる又は改造される船体構造、機関及び装置については、改造等の時点で有効な要件に適合したものとする。例えば、船体延長を行う場合、新しい船体は当該改造の時点で有効な要件に適合したものとするとともに、船の長さを変更となることにより影響を受けるその他の要件（例えば、縦強度、艀装数等）にも適合することを要する。
- (3) 「改造の時点で有効な要件」とは、本会が特に指示する場合を除き、次のいずれかの日以降に建造開始段階にある船舶に適用される要件とする。
 - (a) 当該改造工事に係る契約が結ばれる日
 - (b) 改造工事に係る契約日が存在しない場合、当該工事と認識し得る工事が開始された日

-2. 規則 2 編 2.5.1 の適用上、「本会が特に認める場合」については、新しい要件への適合することが困難であると本会が認める場合であって、かつ、船籍国主管庁が当該要件の適用を斟酌することを認める場合とする。

-3. 改造前の復原性試験の成績等により、改造後の復原性に関して十分信頼できる情報が得られると認められる場合には、改造後の船舶について 2.3.2 の規定を準用して復原性試験を省略することができる。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.1 一般

3.1.5 を次のように改める。

3.1.5 検査の項目、範囲及び程度の変更

~~1. 製造中登録検査を受けた水管式以外のボイラで、登録検査後第 1 回目の中間検査では、その現状を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、検査方法を参酌することができる。~~

~~2. 漁獲物処理に用いられる圧力容器は、製造後 8 年未満のものは、新たに据付けされる場合を除き、検査員の見込みにより検査の方法を軽減することができる。~~

規則 2 編 3.1.5-1.でいう「本会が適当と認める場合」とは、定期的検査又は機関計画検査において、鋼船規則検査要領 B 編表 B1.1.6-1.に掲げる該当項目の検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 として次の1条を加える。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

規則 2 編 2.1.6-4.に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。消火ポンプについては、船上搭載後の射水試験の成績書として差し支えない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

附 則（改正その3）

1. この達は、2010年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.8 として、次の 1 条を加える。

2.1.8 船体コンストラクションファイル

規則 2 編 2.1.8 に規定する「船体コンストラクションファイル」に含めるべき図面等については、当該ファイル中にてそれらの図面等の保管場所、更新状況等が管理される場合、当該ファイル内又は当該ファイルと同一の場所に保管することを要しない。

附 則（改正その 4）

1. この達は、2010 年 7 月 1 日から施行する。